

グループホームあじさい 料金表

平成 27 年 4 月 1 日現在

利用料金(1ヶ月当り30日として)

認知症対応型共同生活介護費			その他の費用			1日あたり	月当たり (30日として)	
基本	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)ロ	処遇改善 加算(Ⅱ)	食材料費	部屋代	日常生活費			
要支援 2	755 円	12 円	35 円	780 円	1,000 円	500 円	3,082 円	92,468 円程度
要介護 1	759 円	12 円	35 円	780 円	1,000 円	500 円	3,086 円	92,594 円程度
要介護 2	795 円	12 円	37 円	780 円	1,000 円	500 円	3,124 円	93,724 円程度
要介護 3	818 円	12 円	38 円	780 円	1,000 円	500 円	3,148 円	94,445 円程度
要介護 4	835 円	12 円	39 円	780 円	1,000 円	500 円	3,166 円	94,979 円程度
要介護 5	852 円	12 円	40 円	780 円	1,000 円	500 円	3,184 円	95,512 円程度

※ 処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×利用日数×46/1,000＝処遇改善加算【単価】(小数点以下四捨五入)

(例) 要介護1 (759 + 12) × 30 日 × 46/1,000 = 1,063.98

なお、利用日数により処遇改善加算の単位は変動します。

※ 部屋代については、入院・外泊期間中においても費用が発生いたします。

尚、入院・外泊の初日につきましては、食材料費(食事を利用した場合を除く)以外のすべての費用が発生いたします。

※ 日常生活費は、水道光熱費、冷暖房費、寝具リース代等となります。

※ 理美容代等は実費負担となります。

※ おむつ(利用者の必要に応じて)は、持って来て頂く事となります。

※ 入所して30日以内は30円/日割増となります。

※ (実施した場合) 退居時相談援助加算 400 円(1回のみ)

※ 前各号に掲げるものの他、提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用は、協議の上、実費とします。

(例えば、テレビ、こたつ等が当てはまります。)

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は一旦ご利用日数に1日あたりの料金を乗じた金額を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を、後日、市町村の窓口に出しますと、差額の払戻しを受けることができます。